

# 白比川土地区画整理事業（仮称）基本設計等業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、白比川土地区画整理事業（仮称）基本設計等業務の契約に先立ち、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続に関し、必要な事項を定めるものです。

## 1 目的

白比川地区（以下「本地区」という。）は、令和2年3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部等）のうち、白比川河口左岸側に広がる平坦地部分の約3haです。

令和6年9月末まで実施した「キャンプ瑞慶覧返還跡地平坦地区区画整理事業調査業務」（以下「調査業務」という。）においては、総合的な市街地整備の計画策定、土地区画整理事業の事業化に向けた測量業務、地権者説明会等の合意形成支援業務、事業計画調査及び区画整理設計等を実施しました。

本地区は、国道58号沿線以外の土地は未接道の状態であり、個々の土地利用実現が難しい地区となっているため、調査業務を踏まえた効率的かつ合理的な土地利用の実現を目指しています。

本業務においては、調査業務に引き続き土地区画整理事業の円滑な推進のため、地権者説明会等の合意形成支援業務及び区画整理基本設計等業務を実施します。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

白比川土地区画整理事業（仮称）基本設計等業務

### (2) 業務内容

別添「白比川土地区画整理事業（仮称）基本設計等業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、企画提案に応じて、北谷町との協議により決定します。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和7年8月29日まで

### (4) 提案限度額

提案限度額は、金30,235,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※上記金額は、事業規模を示すための額であり、予定価格及び契約金額ではありません。ただし、提案額(参考見積額)が提案限度額を超過した場合は、失格とします。

### 3 参加資格要件

- (1) 本件公募に参加できる者は、次に挙げるすべての要件を満たす法人とします。なお、参加資格基準日は、公募型プロポーザル参加申込書(第1号様式)の提出日としますが、参加資格の確認の日から契約締結の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は、失格とします。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
  - ② 国税及び地方税の滞納がない者
  - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと。
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくはその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
  - ⑤ 沖縄県内に本店、支店又は営業所があること。
  - ⑥ 土木関係コンサルタント業務における「都市計画及び地方計画部門」に登録を受けている者であること。
  - ⑦ 地権者等への迅速な対応や綿密な調整会議等が必要であることから、本業務の管理技術者及び主となる担当技術者は、沖縄県内(沖縄本島に限る。)に常駐する者としなければならない。
- (2) その他  
同一法人が、複数の企画提案をすることはできないものとします。

### 4 応募方法

#### (1) 日程(予定)

内 容	期 間 等
公募開始	令和6年10月10日(木) 9時
質問提出期限	令和6年10月22日(火) 17時
質問回答日	令和6年10月25日(金)
審査書類の提出期間	令和6年10月10日(木)～令和6年10月29日(火)
一次審査結果通知	令和6年11月15日(金)
二次審査(プレゼンテーション、ヒアリング等)	令和6年11月22日(金)
二次審査結果の通知	令和6年11月25日(月)
契約締結	令和6年12月上旬予定

#### (2) 応募方法

参加を希望する者は、以下の審査書類を提出してください。様式等については、本町ホームページよりダウンロードしてください。

北谷町ホームページ⇒町政情報まちづくり⇒まちづくり計画⇒お知らせ⇒白比川土地区

## 画整理事業（仮称）基本設計等業務に係る公募型プロポーザルの実施について

### (3) 審査書類 各9部（正本1部、副本8部）

#### ① 参加申込書等

- ア 公募型プロポーザル参加申込書(第1号様式)
- イ 企業概要書(第2号様式)
- ウ 履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの。コピー可)
- エ 法務局に登録してある法人の印鑑証明書(発行から3か月以内のもの。コピー可)
- オ 国税及び地方税納税証明書(発行から3か月以内のもので、滞納がないことを示すものに限る。コピー可)
- カ 決算書類(貸借対照表、損益計算書)過去3期分(コピー可)
- キ 業務実績調書(第3号様式)
- ク 業務実施体制調書(第4号様式)
- ケ 技術者調書(第5号様式)
- コ 技術者実務経験調書(第6号様式)
- サ 誓約書(第7号様式)

#### ② 企画提案書(第8号様式)

- ア 企画提案書には「(1) 業務の実施体制」「(2) 業務の実施方針」「(3) 業務のフロー及び業務工程」「(4) 評価テーマ：事業を円滑に進めるための方策及び地権者合意形成の手法について」について記載してください。また、枚数については、A4用紙片面10枚以内で分かりやすく具体的に記載してください。
- イ 参考見積(任意様式)
  - (ア) 具体的な積算内訳を記載してください。
  - (イ) 見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額としてください。

### (4) 提出方法等

#### ① 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期間内消印有効とします。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで持参してください。ただし、正午から午後1時を除きます。）

#### ② 提出期間

令和6年10月10日(木)から令和6年10月29日(火)

#### ③ 提出場所

「8 プロポーザル担当課」に提出

(5) その他

- ① 提出期限に遅延した場合は一切受け付けません。
- ② 審査書類提出後は、追加、修正を一切認めません。
- ③ 参加申込みに際して取得する個人情報、本業務関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用、保有については、北谷町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北谷町条例第20号）により制限されます。
- ④ 審査書類の作成に要した費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑤ 提出された審査書類については、優先交渉者及び次点優先交渉者の選定以外の目的では使用しません。また、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- ⑥ 審査書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（第10号様式）を提出してください。（提出先は「8 プロポーザル担当課」参照）

(6) 資料の提供（過年度業務等資料）

公募開始後、希望者に下記資料データをメールで提供しますので、資料提供を希望する者は、担当部署へ電子メールでご連絡ください。その場合の件名は「【会社名】白比川土地区画整理事業（仮称）基本設計等業務公募型プロポーザルに係る資料提供」としてください。

① 提供資料名

ア 令和4年度キャンプ瑞慶覧返還跡地平坦地区区画整理事業調査業務

イ 令和5年度キャンプ瑞慶覧返還跡地平坦地区区画整理事業調査業務

※上記資料は本プロポーザルへの応募の目的のみで利用することとし、目的外の利用、第三者への提供は禁止します。また、個人情報については、適正かつ適法に取り扱うものとします。

② 担当部署

「8 プロポーザル担当課」参照

(7) 質問回答

本業務の内容や審査書類に係る質問がある場合は、質問書（第9号様式）に要旨を簡潔にまとめ、以下の受付期間中に担当部署へ電子メールで送信してください。その場合の件名は「【会社名】白比川土地区画整理事業（仮称）基本設計等業務公募型プロポーザルに係る質疑」としてください。

※電話及び直接来庁による質問には応じません。

① 質問提出期限

令和6年10月22日（火） 17時

※期限を過ぎた質問は受け付けません。

② 担当部署

「8 プロポーザル担当課」参照

### ③ 回答方法

ア 質問に対する回答は、令和6年10月25日(金)に本町ホームページ内に掲載します。

北谷町ホームページ⇒町政情報まちづくり⇒まちづくり計画⇒お知らせ⇒白比川土地区画整理事業(仮称)基本設計等業務に係る公募型プロポーザルの実施について

イ 回答の内容は、本実施要領等の追加・訂正として取り扱うものとします。審査書類はこの内容を踏まえて提出してください。

ウ 質問及び回答は、本実施要領及び仕様書に関するものとし、それ以外のものや、審査及び評価に関する質問、単なる意見表明と解されるものには回答しません。

## 5 選定方法

優先交渉者及び次点優先交渉者の選定については、「白比川土地区画整理事業(仮称)基本設計等業務に関するプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を組織し審査を行います。ただし、審査内容については公表しません。

### (1) 一次審査

本実施要領の別紙「評価基準」に基づき、提出された審査書類で審査を行い、最低基準点を超えた上位3者程度を二次審査の対象者として選定するものとします。

### (2) 二次審査

#### ① 審査方法等

本実施要領の別紙「評価基準」に基づき、プレゼンテーション審査を行い、総合的に評価を行った上で、最も高い評価となった者から順に優先交渉者及び次点優先交渉者を選定します。

プレゼンテーション審査の時間は、各応募者35分(準備5分、提案20分、ヒアリング10分)以内とし、プレゼンテーション審査への参加人数は3名以内とします。

(説明は、やむを得ない場合を除き、本業務を受託した場合の管理技術者又は担当技術者が行ってください。)

※スクリーン及びプロジェクターは町で準備しますが、パソコンその他の必要な機器は、応募者で準備してください。(スクリーン及びプロジェクターの持ち込みも可とします。)

### (3) 審査結果の通知

① 一次審査結果については、令和6年11月15日(金)を目途に電子メール及び書面で通知します。

② 二次審査結果については、令和6年11月25日(月)を目途に電子メール及び書面で通知します。

※上記審査結果に対する質疑や異議には応じられませんので、予めご了承ください。

#### (4) 優先交渉者との協議

審査書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、本町と優先交渉者にて仕様書及び見積書等の契約内容に関する協議を行います。その後、協議により合意した場合は、北谷町契約規則に基づき契約を締結します。

なお、優先交渉者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点優先交渉者と協議を行うものとします。

### 6 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査書類に虚偽の記載があった場合
- イ 参加資格を有していないことが判明した場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- オ 二次審査において指定した日時にプレゼンテーション及びヒアリング会場に出席しなかった場合
- カ その他審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

### 7 その他

- (1) 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び本町契約規則等の関係諸法令に定めるところにより処理します。
- (2) 審査書類の作成及び提出、その他本件プロポーザルへの参加に係る一切の費用は応募者の負担とします。また、提出された審査書類は、正本1部については返却しませんが、副本8部については希望者に限り返却し、希望がない場合は破棄します。
- (3) 応募者が1社の場合においても、本公募は成立したものとします。
- (4) 企画提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本業務の成果物の所有権、著作権及び利用権は、町に帰属します。
- (5) 町がやむを得ない理由があると判断した場合は、この公募型プロポーザルを中止する場合があります。この場合において、参加等に関する費用は応募者の負担とします。
- (6) 審査書類は本事業の目的以外に無断で使用しないものとします。ただし、公平性、透明性を期すために北谷町情報公開条例(平成13年北谷町条例第17号)等の関連規程に基づき公開することがあります。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負いません。
- (8) 使用する言語は日本語、通貨単位は日本円とします。

### 8 プロポーザル担当課

本プロポーザルの担当課は、以下のとおりです。

〒904-0192

沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

北谷町 建設経済部 都市計画課 (北谷町役場2階) 担当: 新田 (あらた)、高宮城

電話: 098-982-7743 (直通) E-mail: toshikeikaku@chatan.jp

白比川土地区画整理事業(仮称)基本設計等業務  
評価基準

評価項目		評価の着目点	
企業の 経験及び 能力	資格 実績等	資格要件	[技術部門登録] 当該部門の建設コンサルタント登録等 ・当該業務に関する部門(都市計画及び地方計画部門)の登録 ・令和5・6年度の北谷町測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の土木関係建設コンサルタント業種の都市計画及び地方計画部門登録
		専門技術力	[成果の確実性] 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績 ※最大5件
		管理技術力	[迅速性] 沖縄県内常駐技術者数
		経営力	[履行保証力] 自己資本比率
予定管理 技術者の 経験及び 能力	資格・ 実績等	資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容 ・技術士(都市計画及び地方計画) ・国土交通省登録技術者資格(都市計画及び地方計画) ・土地区画整理士
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※最大5件
		情報収集力	[地域精通度] 過去10年間の沖縄県内での受注実績の有無 対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※1件
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数 管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務
予定主 担当技術 者の 経験及び 能力	資格・ 実績等	資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容 ・技術士(都市計画及び地方計画) ・国土交通省登録技術者資格(都市計画及び地方計画) ・土地区画整理士
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※最大5件
		情報収集力	[地域精通度] 過去10年間の沖縄県内での受注実績の有無 対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※1件
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数 管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務
予 定 照 査 技 術 者 の 能力	資格・ 実績等	資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容 ・技術士(都市計画及び地方計画) ・国土交通省登録技術者資格(都市計画及び地方計画) ・土地区画整理士
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 対象期間に完了した同種・類似業務の実績又は過去に同種・類似業務をマネジメントした実務経験 ※最大5件

※同種業務とは、土地区画整理事業に関する基本設計業務とする。

※類似業務とは、同種業務以外の土地区画整理事業に関する調査及び設計業務とする。

白比川土地区画整理事業(仮称)基本設計等業務  
評価基準

評価項目		評価の着目点
業務 実施体制	業務実施体制の妥当性	
実施方針 実施フロー 業務工程	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合には優位に評価する。
		業務量の把握状況を示す業務工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
評価 テーマ に対する 技術 提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
独創性	独自提案等について評価する。	
参考見積	業務コストの妥当性	
プレゼンテーション		
提案意欲		